

提出された意見の内容とそれに対する県の考え方(対応方針)

No	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
1	第6 施策の方向と取組	高齢を理由に、飼養継続が困難な場合にどう対応していくか、具体的な内容を示すべき	1	【記述済み】 動物の飼養にあたっては、県では、高齢や病気などにより飼養が困難になった場合に備え、引取り先等を考えていくように指導、啓発を行い、その上で、高齢者等と関わりのある福祉部局等との連携体制の整備に向けて検討していくこととしています。
2	第6 施策の方向と取組み 7 災害対策	「山梨県地域防災計画」に避難所の開設時の内容が含まれているのか。全ての避難所には併設していないと聞か、飼主への指導も必要だが行政への対応も義務付けすべき。	1	【その他】 「山梨県地域防災計画」において、動物収容施設の設置や避難場所における飼養動物の適正管理について規定しており、各市町村の防災計画においても同様に規定しています。 併設の可否については、避難所はその形態も場所も様々であるため、地域の実情に応じて備えることとしています。
3	第4 連携・協働による施策推進のための役割	動物取扱業に該当しない保護団体は、貴重な活動である一方で、取り組み内容や実態が不明である。位置づけにおける役割の明記が必要ではないか。また、実態の調査を行い、活動等への指導や理解の普及、援助等、ガイドラインを定める必要がある。	2	【記述済み】 保護団体は各団体ごとに理念や規模などが様々であるため、役割を一律することは難しいと考えますが、最低限の共通事項として、動物愛護思想、適正飼養の啓発等活動に御協力いただくこととしています。 【その他】 動物の飼養のある保護団体も一定規模以上であれば、第2種動物取扱業に該当し、届出を受け、保健所等において実態を把握しております。また、第2種動物取扱業は、今般の法改正により、飼養基準の適用を受けることとなっています。
4	第5 山梨県の動物愛護管理の現況	猫の実態の調査は、外部団体の情報では、憶測だけの情報で、指標とはそぐわないのではないかと。自治体として実施すべき。	1	【反映困難】 猫の実態調査について、犬とは異なり登録制度がないため、正確な数値を出すことは不可能と考えます。そのため、一定規模以上の指標を参考にして推定する方法として、日本ペットフード協会の調査を活用し、猫の推定値としています。
5	第6 施策の方向と取組 1 動物の愛護及び管理に普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成	動物愛護に関わる活動への関心は、TV等のメディアにより高まり、その効果は高い。TV等のメディアでの啓蒙活動へ予算を回すべき。毎年愛護デーでの啓蒙活動を行っているが参加されるのは絵画表彰の後の参加者か一部の犬猫を飼っている関心が高い方、無料の健康診断などを受ける飼主程度ではないか。時間とお金をもっと有効的に使うべき。	2	【記述済み】 TVに限らず、各種マスメディアを活用した普及啓発は有効と考えますので、限られた予算を有効に活用し、特に、ICTを活用した情報普及方法を検討していくこととしています。 【その他】 動物愛護デー等動物愛護週間における普及啓発事業は、毎年多くの参加者に来場いただいていると同時に来場者から更にも多くの方々に伝わっていくものと考えています。今後も実施方法等を工夫し開催して参ります。